

■会議録

1 開会

- 午後1時30分、月井教育長が那須塩原市教育委員会会議規則第7条の規定に基づき、令和4年第7回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。

○月井教育長

それでは、令和4年第7回那須塩原市教育委員会定例会を開会いたします。
次第に従いまして進めさせていただきます。

2 教育長挨拶

○月井教育長

昨日、気象台から関東甲信地方の梅雨明けが宣言されました。なんと平年よりも22日も早い梅雨明けで、梅雨の期間としては過去最短ということで、連日の猛暑に見舞われております。

委員の皆様方におかれましても、まだまだ夏の厳しい暑さに身体が慣れていない状況かと思います。くれぐれも御自身の健康管理に十分御留意いただければと思っております。

さて、6月も終盤を迎えておりますが、先週土曜日の25日から、栃木県全域において、新型コロナウイルス感染症対策のステージがレベル1（維持すべきレベル）に引き下げられました。レベル1に下がるのは、実に半年ぶりということになります。

もちろん、まだまだ油断できる状況にはありませんが、コロナ対策には万全を期しながらも、我々のマインドを上げて、様々な活動をコロナ禍前のレベルに戻していくことが大切であると考えております。

そのような中、先週末には、戸田調整池周辺を会場として実施されました東日本学生トライアスロン選手権那須塩原大会や、西那須野カントリークラブを会場に行われましたジャパンプレイヤーズチャンピオンシップゴルフ大会などが、有観客で実施され、素晴らしい成果を収めることができました。

いちご一会とちぎ国体が3ヶ月後に迫ってきている中、市民・県民の皆様の機運を醸成することに大きな役割を果たせたと思っております。このまま、国体に向けた機運をさらに盛り上げていきたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

ふと気がつくと、夏休みまであと3週間ということになりました。ただ、冒頭にも申し上げましたとおり、梅雨明けが早まってしまったこともありまして、これから3週間、子どもさんやお年寄りも含めた市民の皆様方が熱中症にならないように、最大限の配慮をすることが肝要であると考えております。

そうでなくても、コロナ対策に多大なる労力が必要になっているところではありますが、「想定外はない」という強い決意の元、皆様の安心・安全を最優先に守っていきたいと思いますので、教育委員の皆様方におかれましては、引き続き本市教育の振興・充実のためにお力添えをいただけますようお願いいたします。

さて、本日は、「那須塩原市スポーツ推進審議会委員の任命について」を含め議案が3件、報告事項が4件ございますので、効率的な審議ができますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 会議録の承認

- 月井教育長が令和4年第6回定例会の議事録の承認を求め、神島委員及び臼井委員が内容に異議なく会議録に署名を行った。

4 教育長報告

○月井教育長

続きまして、次第の4「教育長報告」に入ります。ここで皆様にお諮りいたします。本報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思います。

なお、非公開とする際は、出席委員の3分の2以上による議決が必要でございますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

(省略～非公開)

(教育長報告終了)

5 付議事件

<議案第27号について>

○月井教育長

次に次第の5付議事件に入らせていただきます。

はじめに、議案第27号「那須塩原市スポーツ推進審議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長

【提案理由】

那須塩原市スポーツ推進審議会条例第3条の規定に基づき、那須塩原市スポーツ推進審議会の委員を任命するため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第27号「那須塩原市スポーツ推進審議会委員の任命について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第28号について>

次に、議案第28号「那須塩原市文化会館運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市文化会館条例第13条及び第15条第1項の規定に基づき、那須塩原市文化会館運営委員会委員を委嘱するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第28号「那須塩原市文化会館運営委員会委員の委嘱について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第29号について>

○月井教育長

続きまして、議案第29号「那須塩原市奨学生選考委員会への諮問について」事務局の説明を求めます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【提案理由】

那須塩原市奨学資金の給付に関する条例第5条及び那須塩原市奨学資金貸与基金条例第15条の規定に基づき、那須塩原市奨学生選考委員会に諮問するため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第29号「那須塩原市奨学生選考委員会への諮問について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

＜報告第１８号、報告第１９号について＞

○月井教育長

続きまして、報告第１８号「箒根学園管理教室棟新築工事の契約の締結について」及び 報告第１９号「箒根学園管理教室棟新築電気設備工事の契約の締結について」は、関連がございますので一括して事務局の説明を求めます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【報告理由（報告第１８号）】

箒根学園管理教室棟新築工事の契約の締結に関する議案を令和４年６月那須塩原市議会定例会議に上程し、可決された案件であるため、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

【報告理由（報告第１９号）】

箒根学園管理教室棟新築電気設備工事の契約の締結に関する議案を令和４年６月那須塩原市議会定例会議に上程し、可決された案件であるため、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

はい、田村委員。

○田村委員

参考までにお伺いします。

どちらの工事も特定建設工事共同企業体が落札していますが、特定建設工事共同企業体でなければ入札できないような条件になっているのでしょうか。

○月井教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

これらの工事については、条件付き一般競争入札で契約の相手方を選定しております。条件の内容は、市内の入札参加資格者格付けがAランクであり、且つ、2社又は3社の特定建設工事共同企業体としておりました。多額の契約金額を要する工事は、現場で管理を担当する人員が必要なことから大きな事業者でなければ対応できないことや、広く市内の事業者が発注したいという意図から共同事業体であることを条件としているところです。

○月井教育長

はい、田村委員。

○田村委員

概ね了解いたしました。

○月井教育長

はい、神島委員。

○神島委員

建築工事と電気工事は別々に発注しているようですが、それ以外の水回りやインターネット環境等に係る工事は別途発注になっているのでしょうか。

○月井教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

一つの学校を作るために、建設工事、電気工事、機械設備工事の3本に分けて発注し、それぞれ専門的な技術を持った市内の入札参加資格者と契約しておりますが、機械設備工事については、契約金額が1億5千万円以下であり市議会の議決が不要のため、教育委員会への報告案件にはなっておりません。

○教育部長

工事の進捗状況を見ながら、教育委員の皆様にも視察していただく機会を設けたいと考えております。

○月井教育長

工事の進捗状況は、関谷小学校のホームページで紹介されていますので、ぜひ御覧ください。

はい、臼井委員。

○臼井委員

関谷地区のある商店では、「ありがとう関谷小」という横断幕を掲げていて、地域の方にも、箒根学園の開校が浸透してきているのかなと感じております。

○月井教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

○委員全員

ありません。

<報告第20号、報告第21号について>

○月井教育長

続きまして、報告第20号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第21号「令和4年度準要保護児童生徒の認定について」は、関連がございますので一括して事務局の説明を求めます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第20号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

【報告理由（報告第21号）】

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からあった準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、本日予定しておりました付議事件については、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年第7回教育委員会定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

以上